

提出書類及び注意事項

(B) 個人のみなさま

④ 主任技術者の選任・解任届出のご案内

	提出書類	様式番号	備考
1)	指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先	表紙	申請書・届出書毎の共通表紙
2)	「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」	施行規則 様式第3	
3)	添付書類	「給水装置主任技術者」免状写し、または「給水装置工事主任技術者証」の写し	選任した時

【注意事項】

- 1 「指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)」について
「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11)」の前に、「申請書・届出書の提出先(表紙)」を付けてください。
- 2 「申請者・届出者」について
申請者・届出者は、個人事業者本人の氏名を代表者名としてください。
- 3 「届出の期限」について
主任技術者が欠けるに至った時は当該事由が発生した日から14日以内に主任技術者を選任し、届出書を提出してください。
主任技術者を解任した時は、遅滞なく届出書を提出して下さい。
- 4 「解任・選任が同時の場合」について
解任と選任を同時に行う場合、個別に届出書を作成してください。この場合、「申請書・届出書の提出先(表紙)」もそれぞれに付けてください。
- 5 「給水装置工事主任技術者免状」の写しについて
主任技術者を選任した時は、「給水装置工事主任技術者免状」の写しを添付してください。「給水装置工事主任技術者証」の写しでも可能です。(免状の交付番号を確認します。)
- 6 「メールアドレス」について
申請書・届出書の内容を調整するため、メールアドレスを記載して頂くようになります。